

高校生の有料駐輪場利用料補助のお知らせ

【高山市自転車駐車場利用料助成事業補助金】

高山市は、有料駐輪場を定期利用している高校生の保護者の経済的負担を軽減するとともに、放置自転車の解消を図ることを目的として、高山市内の有料駐輪場を定期利用している高校生の駐車料金の4分の1（上限額は1月当たり500円）を補助します。



■補助金交付対象者

自転車を駐車するために、高山市内の有料駐輪場を1月以上にわたり定期利用している高校生の保護者（住所は高山市内外を問いません）

■補助金の額

駐車料金の4分の1の額で、上限額は1月当たり500円です。なお、10円未満の端数が生じたときは切り捨てとなります。

■申請方法

高山市自転車駐車場利用料助成事業補助金交付申請書に添付書類を合わせて提出してください。

■添付書類

- ①学生証の写し
- ②駐輪場が発行した領収書（申請者又は高校生の氏名が記載されたものに限ります）

■申請期間

当該年度内の利用に係るものについて、3月10日（当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は翌開庁日）まで

■提出先

- 直接提出する場合
高山市教育総務課（高山市役所本庁3階） 又は 高山駅西駐輪場の管理員 まで
- 郵送の場合
高山市教育総務課（〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地） まで

■その他

交付申請のあった定期利用を途中解約した場合には、補助金の変更・返還の手続きが必要となりますので、速やかに連絡してください。

詳しいお問い合わせは

高山市教育総務課 TEL 0577-35-3153 まで